

平成29年10月22日執行

舉查選審民總國官員裁判議院所裁判議院最衆

表 程日行 執

香川県選挙管理委員会

月	日	選挙 期日 前後	県 委 員 会・選 挙 長 等 の 行 う 事 務	執 行 者	関 係 法 令	市 町 委 員 会 等 の 行 う 事 務	2 審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所の告示(予め) 例	執 行 者	関 係 法 令
12	29	候補者がポスターを掲示することができる区画番号(届出順)を	"	110の2,110の3, 110の4,125の3 規則17の4,17の5 法144の2 法175 連規46	県委員会 中央選管議会 推進協議会 市區町村選管議会 市區町村委員会 市町選管議会 施設管理者 候補者等	県選管議委員会 中央選管議委員会 明るい選管議会 市區町村選管議委員会 市町選管議会 催すところが、できる公演、施設の施設管理者 候補者、候補者届出政党、名簿届出政党等 公職選管行会 公職選管法施行規則 在外選管執行規則 政見放送及び経営放送実施規程 公職選管事務取扱規程 香川県公職選管運動公掌等実施規程 最高裁判所裁判官国民審査法施行 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程	"	審事規9	
30	候補者及び市町委員会等の名称等を通知(比例代表)	"	市町委員会	規則17の4,17の5 法86 令92 事規33	県委員会 推進協議会 県委員会 県委員会 " " "	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	"		
31	市町委員会前に投票所及び不在者投票用紙等について候補者等の選管理者の候補者等の氏名等を当該市町委員会へ送信	"	選 举 長	法86 令92 事規33	市町委員会 中央選管 中央選管	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	"		
32	市町委員会等の投票所及び不在者投票用紙等について候補者等の選管理者の候補者等の氏名等を当該市町委員会へ送信(法91II)、同種選管(法91II)、市町委員会へ報告並びに市町委員会へ通知(小選挙区)	"	県 委 員 会	令92 法6	市町委員会 市町委員会 市町委員会 市町委員会 " " "	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	"		
33	立候補(異動)、死亡の告示及び県委員会へ報告並びに市町委員会へ通知(小選挙区)	"	県 委 員 会	審令15 審法14,14の2 審令6 審法5の2	市町委員会 市町委員会 市町委員会 市町委員会 " " "	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	"		
34	立候補(異動)、届出割下、同届退(同上)、死亡の通知があつた場合の選管分会長及び市町委員会への通知(比例代表)	"	審法27,34	衆議院 審査分会会長、同職務代理者の選管告示(予め同意) 1 審査投票用紙等の投票用紙等に押すべき印の告示 2 日等を審査分会会長及び市町委員会に通知 3 日等を審査分会会長及び市町委員会に通知 4 審査公報掲載文の場所及び日時の告示	市町委員会 事規32	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	市町委員会 市町委員会 市町委員会 市町委員会 " " "	法175 法175 法175 法175 法175	
10	最高裁 審査投票用紙等の投票用紙等に押すべき印の告示 1 審査投票用紙等の投票用紙等に押すべき印の告示 2 日等を審査分会会長及び市町委員会に通知 3 日等を審査分会会長及び市町委員会に通知 4 審査公報掲載文の原稿受領	"	選 举 長	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	"		
11	最高裁 選管公報印刷開始(小選挙区) 1 候補者の被選舉権等について候補者の住所地の市區町村長及び市區町村委員会並びに本籍地の市區町村長に調査依頼 2 選管公報掲載政党数等の通知(比例代表)	"	衆議院 審査分会会長、同職務代理者の選管告示(予め同意) 1 審査投票用紙等の投票用紙等に押すべき印の告示 2 日等を審査分会会長及び市町委員会に通知 3 日等を審査分会会長及び市町委員会に通知 4 審査公報掲載文の原稿受領	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	"		
12木	1 最高裁 審査投票用紙の印刷終了及び市町委員会へ送付(小選挙区) 1 最高裁 審査投票用紙の原稿受領及び市町委員会へ送付	"	県 委 員 会	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	"		
13金	1 最高裁 審査投票用紙の原稿受領(比例代表) 2 最高裁 審査投票用紙の受領(小選挙区) 1 最高裁 審査投票用紙の受領	"	中央選管 県 委 員 会	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	規則 外則 規程 規則 運規 審法 審事規	"		

月	日	曜	選舉期日前後	県委員会・選舉長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令		
14	土	8	1 衆議院 選舉公報印刷開始（比例代表） 最高裁 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 " " " "	1 選舉公報の受領（比例代表） 2 選舉公報を各世帯に配布開始（選舉の期日前2日までに完了） 最高裁 審査公報の受領	市町委員會 " " " "	1 選舉公報の受領（比例代表） 2 審査公報を各世帯に配布開始（審査の期日前2日までに完了） 最高裁 審査公報に付される裁判官の氏名等の掲示開始（1投票区につき1箇所以上）※国民審査の告示日前4日以内に新たな審査対象となる裁判官が任命された場合のみ。2も同じ。 2 期日前投票・不在者投票開始	市町委員會 " " " "	1 選舉公報の受領（比例代表） 2 審査公報を各世帯に配布開始（審査の期日前2日までに完了） 最高裁 審査公報に付される裁判官の氏名等の掲示開始（1投票区につき1箇所以上）※国民審査の告示日前4日以内に新たな審査対象となる裁判官が任命された場合のみ。2も同じ。 2 期日前投票・不在者投票開始		
15	日	7	1 最高裁 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 " " " "	1 郵便等による不在者投票に於ける投票用紙及び投票用封筒の請求期限（小選挙区・比例代表・国民審査） 2 在選挙人による郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒等の請求期限	市町委員會 " " " "	1 郵便等による不在者投票に於ける投票用紙及び投票用封筒の請求期限（小選挙区・比例代表・国民審査） 2 在選挙人による郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒等の請求期限	市町委員會 " " " "	1 郵便等による不在者投票に於ける投票用紙及び投票用封筒の請求期限（小選挙区・比例代表・国民審査） 2 在選挙人による郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒等の請求期限		
16	月	6	1 最高裁 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 " " " "	1 開票の場所及び日時の告示（予め） 2 限 限	市町委員會 " " " "	1 開票の場所及び日時の告示（予め） 2 限 限	市町委員會 " " " "	1 開票の場所及び日時の告示（予め） 2 限 限		
17	火	5	1 最高裁 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 " " " "	1 開票立会入届出期限（くじを行うことになった場合は、その旨通知） 2 開票立会人の届出があつた者が3人に達しないときの選任及び通知 3 投・開票事務従事者任命期間、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の届出（小選挙区・比例代表・国民審査） 4 投・開票立会の人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限 5 開票立会人が定まつた場合の本人及び投票管理者への通知 6 特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限	市町委員會 " " " "	1 開票立会入届出期限（くじを行うことになった場合は、その旨通知） 2 開票立会人の届出があつた者が3人に達しないときの選任及び通知 3 投・開票事務従事者任命期間、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の届出（小選挙区・比例代表・国民審査） 4 投・開票立会の人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限 5 開票立会人が定まつた場合の本人及び投票管理者への通知 6 特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限	市町委員會 " " " "	1 開票立会入届出期限（くじを行うことになった場合は、その旨通知） 2 開票立会人の届出があつた者が3人に達しないときの選任及び通知 3 投・開票事務従事者任命期間、事務の分担取扱手續の決定及び関係法令等の届出（小選挙区・比例代表・国民審査） 4 投・開票立会の人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限 5 開票立会人が定まつた場合の本人及び投票管理者への通知 6 特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限		
18	水	4	1 最高裁 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 " " " "	選 挙 長 法86 選 挙 分 会 長 法66, 62 事 規30 選 挙 分 会 長 法66, 62 事 規30 選 挙 分 会 長 事 規30 選 挙 分 会 長 県 委 員 會 審 查 分 会 長 審 法27 選 挙 分 会 長 法76 事 規30 選 挙 分 会 長 規 程12 送 放	市町委員會 " " " "	1 選 挙 立 会 の く じ 執 行 (10人を超えるとき、同一政黨3人以上のとき) 2 補 充 立 候 補 が あ つ た 場 合 に 投 票 記 載 所 の 氏 名 等 提 示 の 提 載 順 序 の く じ 行 使 行 (小選挙区) 3 選 挙 公 報 審 査 公 報 の 配 布 期 限 4 選 挙 事 務 所 設 置 状 況 調 査 5 期 日 前 投 票 所 の 設 置 状 況 調 査	市町委員會 " " " "	1 開票立会のくじ執行（10人を超えるとき、同一政黨3人以上のとき） 2 補充立候補があつた場合に投票記載所の氏名等提示の提載順序のくじ執行 3 投票所（共通投票所）の設備その他の準備 4 (外) 選挙人名簿又はその抄本の投票管理者への送付期限 3 選挙期日現在選挙人名簿登録者数等を県委員会に報告 4 選挙事務所設置状況調査 5 期日前投票所の投票箱、投票録、(在外) 選挙人名簿の抄本を運管に送致 (期日前投票・不在者投票最終日（小選挙区・比例代表・国民審査）)	市町委員會 " " " "	1 開票立会のくじ執行（10人を超えるとき、同一政黨3人以上のとき） 2 補充立候補があつた場合に投票記載所の氏名等提示の提載順序のくじ執行 3 投票所（共通投票所）の設備その他の準備 4 (外) 選挙人名簿登録者数等を県委員会に報告 5 期日前投票所の投票箱、投票録、(在外) 選挙人名簿の抄本を運管に送致 (期日前投票・不在者投票最終日（小選挙区・比例代表・国民審査）)
19	木	3	1 最高裁 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 " " " "	1 選 挙 立 会 の く じ 執 行 (10人を超えるとき) 2 政 見 放 送 終 了 期 限	市町委員會 " " " "	1 選 挙 立 会 の く じ 執 行 (10人を超えるとき) 2 政 見 放 送 終 了 期 限	市町委員會 " " " "	1 選 挙 立 会 の く じ 執 行 (10人を超えるとき) 2 政 見 放 送 終 了 期 限		
20	金	2	1 最高裁 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 " " " "	1 選 挙 期 日 現 在 選 挙 事 務 所 設 置 状 況 調 査 2 選 挙 事 務 所 設 置 状 況 調 査	市町委員會 " " " "	1 選 挙 期 日 現 在 選 挙 事 務 所 設 置 状 況 調 査 2 選 挙 事 務 所 設 置 状 況 調 査	市町委員會 " " " "	1 選 挙 期 日 現 在 選 挙 事 務 所 設 置 状 況 調 査 2 選 挙 事 務 所 設 置 状 況 調 査		
21	土	1	1 最高裁 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 " " " "	(選 挙 期 日 最 終 日)	県委員會 " " " "	1 投票所を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられ 2 投票状況結果連絡の受理及び発表 3 投票点検結果連絡調査完了 4 投票状況結果連絡の受理及び発表 最高裁 投票点検結果連絡の受理及び発表	市町委員會 " " " "	1 投票所を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられ 2 投票状況結果連絡の受理及び発表 3 投票点検結果連絡調査完了 4 投票状況結果連絡の受理及び発表 最高裁 投票点検結果連絡の受理及び発表		
22	日	日	1 最高裁 審査公報を市町委員会へ送付	投票 管 理 者 " " " "	衆議院 投票所を設けた場所の開閉命令 投票状況結果連絡の受理及び発表 投票点検結果連絡調査完了 投票状況結果連絡の受理及び発表 最高裁 投票点検結果連絡の受理及び発表	投票 管 理 者 " " " "	1 投票所を設けた場所の開閉命令 投票状況結果連絡の受理及び発表 投票点検結果連絡調査完了 投票状況結果連絡の受理及び発表 最高裁 投票点検結果連絡の受理及び発表	投票 管 理 者 " " " "	1 投票所を設けた場所の開閉命令 投票状況結果連絡の受理及び発表 投票点検結果連絡調査完了 投票状況結果連絡の受理及び発表 最高裁 投票点検結果連絡の受理及び発表		

